

国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会 「報告書」(平成 20 年 6 月 4 日)の概要

はじめに

最近の不祥事の発生を踏まえ、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 19 年 10 月 30 日閣議決定)に基づき、総務大臣主催の検討会を開催。

1. 検討の視点・範囲

民間の実態や諸外国の関連制度も参考にしながら、国民の目線に立ちつつ、民間準拠と公務の特殊性との均衡をとるとともに、職員等の権利保護にも留意した制度の構築に向けて検討。

2. 現行制度の問題点

①退職後は、禁錮以上の刑に処せられない限り返納をさせられない。②職員が死亡した場合には、支給制限も返納命令もできない。③一律に全額を支給制限・返納の対象としている。

3. 支給制限・返納の考え方

公務員法制上の制裁には、非違行為を行った個人を非難する側面と非違行為により当該個人の過去の功績が没却されるという側面があると理解すれば、制度設計は法的に可能。

4. 返納事由の拡大

- 非違行為の発覚時点の相違による退職手当の取扱いの不均衡を是正するため、懲戒免職処分に相当する在職中の非違行為が退職後に明らかになったことを、返納事由に加えるべき。
- 懲戒免職処分に相当する非違行為の具体的な内容は、事例の積み重ねの中で明確化されるべき。この場合の返納命令を行いうる期間は、法的安定性の確保等の観点から限定すべき。

5. 遺族への支給制限制度及び相続人からの返納制度の創設

- 職員が懲戒免職等となった場合との不均衡の是正に加えて、非違行為発生を抑止効果を高めるために、遺族への支給制限制度及び相続人からの返納制度を導入することが適当。
- ただし、遺族等は非違行為を行った者ではないため、個別事情を考慮した運用を可能とし、特に返納命令は時の経過、生活保障としての機能等に加え、相続人の予見可能性をも考慮し、対象を限定すべき。

6. 一部支給制限制度の創設

- 非違の重大性との間で均衡のとれたものとする必要があり、民間の裁判事例も踏まえ、懲戒免職処分の場合に、全額不支給を原則としつつ、非違の程度等に応じて一定割合を上限として一部支給も可能な制度を創設すべき。禁錮以上の刑の確定による失職の場合も併せて検討すべき。
- 一部支給制限制度の基準は、懲戒処分の指針と同様に考慮要素を列挙。その際、退職手当の生活保障としての機能など、退職手当独自の考慮要素を含めることが適当。
- 一部支給制限に対応する一部返納制度を整備する必要。その基準は一部支給制限制度に準じつつ、退職後の経過年月、家庭の経済状況等を踏まえた運用が可能となるようにすべき。

7. 支給制限・返納処分の手続

手続の適正性確保、権利保護等の観点から、懲戒免職処分に相当する非違行為による返納命令や遺族への支給制限等については、各省は専門的な第三者機関に諮問することとすべき。

国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会メンバー名簿

(敬称略、五十音順)

- うちやま ひでよ
内山 英世 公認会計士 あずさ監査法人専務理事
- かど きよえ
角 紀代恵 立教大学法学部教授
- さかた まさひろ
阪田 雅裕 弁護士・前内閣法制局長官
- ◎ しおの ひろし
塩野 宏 東亜大学通信制大学院教授 東京大学名誉教授
- もりと ひでゆき
森戸 英幸 上智大学法学部教授 弁護士
- やなせ こうじ
柳瀬 康治 弁護士 丸の内中央法律事務所
- やまもと りゅうじ
山本 隆司 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- (◎:座長 ○:座長代理)

退職手当検討会 開催実績

議 題	
11月28日(水)PM (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ●大臣・副大臣挨拶(検討会開催の趣旨、問題意識など) ●事務局説明(現行制度の概要)
12月21日(金)PM (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ●労務行政研究所ヒアリング(民間企業における懲戒制度と退職金) ●公務員部ヒアリング(地方公務員の退職手当制度) ●事務局説明(民間委託調査結果、海外比較表(英米韓)等)
1月8日(火)AM (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働省ヒアリング ●警察庁ヒアリング ●森戸委員プレゼンテーション <p>(現行労働法制・企業年金法制の枠組みと裁判例の動向)</p>
1月18日(金)AM (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> ●安西弁護士ヒアリング <p>(民間企業における従業員の不祥事と退職金の取扱い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公務労協ヒアリング(検討に関する意見) ●防衛省ヒアリング
2月13日(水)PM (第5回)	<ul style="list-style-type: none"> ●山本委員プレゼンテーション(独の関連制度) ●事務局説明 (下井教授委託調査:「仏の関連制度」、経団連資料) ●論点整理 (これまでに述べられた主要な意見を参考に事務局作成)
2月22日(金)PM (第6回)	<ul style="list-style-type: none"> ●論点に関する議論①
3月7日(金)PM (第7回)	<ul style="list-style-type: none"> ●論点に関する議論② ●事務局説明 (下井教授委託調査(追加資料):「仏の関連制度」)
3月13日(木)PM (第8回)	<ul style="list-style-type: none"> ●川出教授ヒアリング(刑事法的観点からの留意点) ●論点に関する議論③
3月31日(月)PM (第9回)	<ul style="list-style-type: none"> ●人事院ヒアリング ●論点に関する議論④ ●事務局説明(「中間とりまとめ」の様式案)
4月10日(木)AM (第10回)	<ul style="list-style-type: none"> ●中間とりまとめ(案)に関する議論①
4月18日(金)PM (第11回)	<ul style="list-style-type: none"> ●中間とりまとめ(案)に関する議論② <p style="text-align: center;">【中間とりまとめ公表・パブリックコメント】</p>
5月14日(水)AM (第12回)	<ul style="list-style-type: none"> ●職員団体ヒアリング(公務労協、国公労連) ●「中間とりまとめ」に対する意見等に関する議論
5月23日(金)PM (第13回)	<ul style="list-style-type: none"> ●最終報告書(案)に関する議論①
5月29日(木)AM (第14回)	<ul style="list-style-type: none"> ●最終報告書(案)に関する議論②
6月4日(水)PM (第15回)	<ul style="list-style-type: none"> ●大臣への報告書手交 【報告書公表】